

金融庁の1年

(平成17事務年度版)

平成18年9月

金融庁

はじめに

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに金融の円滑を図ることを任務として、透明かつ公正な行政を行っています。

平成 17 事務年度（17 年 7 月～18 年 6 月）においては、不良債権問題が正常化する中で、金融機関が積極的にリスクを取っていけるような「正常な金融」の復活に向けて、金融・資本市場の構造改革と活性化を一層図るとともに、金融商品・サービスの利用者が安心感と信頼感を持って取引できる環境を整備するための、各般の取組みを進めてまいりました。

例えば昨年 10 月には、金融機関の販売チャネルを多様化し、顧客の金融サービスへのアクセス改善と金融機関の業務の効率化を図る制度設計として、銀行法等の改正により銀行代理店制度を見直しました。また、本年 6 月には、金融・資本市場を取り巻く環境の変化に対応し、投資者保護を拡充するための横断的な法制として、証券取引法を改組して「金融商品取引法」（いわゆる投資サービス法制）とする法律等が成立しました。

さらに、金融商品・サービスを巡る苦情・トラブルや金融犯罪の急増、金融・資本市場の公正・信頼を損なうような不正取引やシステム不具合の頻発など、金融システムの安全・安心という点に照らして看過できない問題が多発したことを踏まえ、利用者の安心を確保し、市場の信頼性向上を図るための各種施策にも取り組んでまいりました。

本「金融庁の 1 年」は、こうした金融庁の平成 17 事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 18 年 9 月

金融担当大臣



本冊子の記載内容について

- 1 本冊子は、平成 17 年 7 月 1 日から 18 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
- 2 証券取引等監視委員会の活動については、別途その活動状況を取りまとめており（「証券取引等監視委員会の活動状況」参照）、また、公認会計士・監査審査会についても、別途その活動状況を取りまとめる予定であることから、本冊子には記載していません。